

授 業

学年と学期

学年は、4月1日に開始され翌年3月31日に終了します。

学期は、4月1日に始まる前期15週と、9月中旬に始まる後期15週の2期に区分されています。

授 業

授業科目は全学年が全科目必修です。ただし、1・2年次科目の一部は選択必修科目となっています。なお、医学部は学年進級制ですので、進級判定（別に定める「進級判定・卒業認定制度」参照）で留年と判定された場合は、当該学年の全ての科目を再履修することになります。

単位の基準

1単位の授業時間は下記の通りである。

講義科目 15 時間

外国語科目 30 時間

体育実技科目 30 時間

実験実習科目 45 時間

（ただし、授業時間外に15時間以上の学修を要するものについては30時間）

クラス

基本的に1学年が1クラスですが、1・2年次の一部科目で2～4の小クラスに編成されたり、講義や実習の形態によって3～8名程度のグループ編成される場合があります。

授業時間

授業は月曜日から土曜日まで9時～17時10分の間に実施します。ただし、実験・実習・実技については、時間を超過して行う場合もあります。

1年次の授業時間は以下のとおり定められています。

1 時限 9:00～ 9:55

2 時限 10:05～11:00

3 時限 11:10～12:05

4 時限 13:00～13:55

5 時限 14:05～15:00

6 時限 15:10～16:05

7 時限 16:15～17:10

休 講

次のような場合、休講となるので、掲示します。

1. 学校行事を行う場合。

2. 授業担当教員にやむをえない理由が生じた場合。
3. 地震、台風などの災害や交通ストの場合（次ページ「休講措置について」参照）。

補 講

授業回数が不足した場合には、補講を行います。

補講の有無は教務課で通知します。

授業の欠席

病気、怪我等やむをえない理由で欠席する場合には、教務課にある所定の用紙に必要事項を記入し、一週間以内に教務課に提出してください。

ただし、病気、ケガで一週間以上欠席する場合、又は感染症（注1）で欠席する場合には、**診断書**の提出が必要となります。

注1）SPS『健康管理と安全保障制度』参照

休講措置について

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、掲示に注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 気象警報の発表に伴う場合

台風等により、気象庁から東京都（離島を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県いずれかに気象警報が発表された場合、授業の取扱いは次のとおりとする。

①学生の登校前

- （1）「特別警報」（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪のいずれか）

ア 午前6時の時点で発表中の場合、午前の授業を休講とする。

イ 午前10時までに解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。

ウ 午前10時の時点で発表中の場合、終日休講とする。

- （2）「暴風警報」（大雨、洪水、大雪、暴風雪、波浪、高潮を除く）

台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、決定する。

②学生の登校後

- （1）特別警報

直ちに全ての授業を休講とする。

- （2）暴風警報

台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、授業の休講を決定する。

河川の氾らんや道路の冠水、交通機関の運休などにより、直ちに自宅へ帰宅することが危険であると判断した場合は、教職員の指示により、学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

2 交通機関のストライキに伴う場合

首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のいずれかがストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。

- （1）午前6時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。

(2) 午前 10 時までにストライキが解除された場合、午後の授業（4 限目）から開始する。

(3) 午前 10 時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定する。

4 情報の取得

各自でテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用い、NHKの報道及び気象庁ホームページから情報を取得し、災害等への備えをとること。

5 休講措置等の通知方法

非常時における連絡は医学部ホームページへの掲載及び教務課からのメール送信により行う。

6 通学が困難な場合

休講の対象とならない気象警報等や気象現象または地震による交通機関の運行休止などで通学が困難な場合の授業欠席、もしくはそれらを理由とする遅刻は、公欠に準じた取扱いをする。手続方法は、教務課に問い合わせること。

7 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

8 補講

休講となった授業については、後日補講を行う。

学事日程上、調整が困難なときは、土・日・祝日を補講日にあてる。